杉 並 $\overline{\mathsf{X}}$ の 福 祉 に 関 す る 務 所 設 置 条 例 の 部 を 改 正 す る 条 例

右 の 議 案 を 提 出 す る

平 成 + 八 年 + 月 二 + 七 日

提 出 者

杉

並 \overline{X} 長

Щ

田

宏

杉 並 X の 福 祉 に 関 す る 事 務 所 設 置 条 例 平 成 + 年 杉 亚 X 条 例 第 + 号) の _ 部 を 次

本 則 を 次 の ょ う に 改 め る。 ょ

う

に

改

正

す

る。

杉

亚

X

の

福

祉

に

関

す

る

事

務

所

設

置

条

例

の

部

を

改

正

す

る

条

例

の

 $\overline{}$ 設 置

第 条 社 会 福 祉 法 $\overline{}$ 昭 和 = +六 年 法 律 第 四 十 五 号 第 + 匹 条 第 項 の 規 定 に 基 づ

杉

並 X の X 域 に 福 祉 に 関 す る 事 務 所 を 設 置 す る。

 $\overline{}$ 名 称、 位 置 及 び 所 管 X 域

第 条 前 条 の 福 祉 に 関 す る 事 務 所 の 名 称 位 置 及 び 所 管 X 域 は 次 の ۲ お IJ ح す る。

杉並区の区域	杉並区荻窪五丁目一五番一三号	杉並区杉並福祉事務所
所管区域	位置	名称

(委任)

第 三 条 こ の 条 例 に 定 め る も の を 除 < ほ か、 支 所 の 設 置そ の 他 福 祉 に 関 する事 務 所 に 関 し

必要な事項は、区長が定める。

別表を削る。

附則

1 こ の 条 例 は、 平 成 + 九 年 兀 月 _ 日 か 5 施 行 す る。

2 杉 亚 X 行 政 財 産 使 用 料 条 例 $\overline{}$ 昭 和 五 + 年 杉 並 X 条 例 第 兀 + 四 号) の — 部 を 次 の ょ

うに

改正する。

別 表 第二十五 中 杉 並 X 西 福 祉 事 務 所 _ を「 杉 並 X 杉 並 福 祉 事 務 所 に 改 め る。

(提案理由)

福 祉 に 関 す る 事 務 所 を 統 合 す る 等 の 必 要 が あ る。

杉 並 の 福祉に関する事 務 所設 置条 例 の一部を改正する条例 新旧対照表 (抄)

	杉 並 区 の 区 域 域	三号 区 位 置 番 五	福 杉 祉 並 事 区 称 所 並
	び所管区域は、次のとおりとする。前条の福祉に関する事務所の名称、位置及び所管区域)	び所管区域は、次の前条の福祉に関する位置及び所管区域)	(名称、位置及び所管区域は、第二条 前条の福祉に関
位置及び所管区域は別表のとおりとする。に福祉に関する事務所を設置し、その名称、号)第十四条の規定に基づき、杉並区の区域	杉並区の区域に福祉に関する事務所を設置十五号)第十四条第一項の規定に基づき、十五号)第十四条第一項の規定に基づき、一条 社会福祉法(昭和二十六年法律第四設置)	に福祉に関する。一項の日本は、「昭和二」	第一条 社会福 の区域
旧条例	例	条	新

(委任)

第三条

この条例に定めるものを除くほか、

し必要な事項は、区長が定める。 支所の設置その他福祉に関する事務所に関